平成　26　年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

平成　28　年　2　月　19　日時点

事務事業名	ｺｰﾄﾞ1	30500	都市計画総務事務費
	ｺｰﾄﾞ2		宅地開発指導
施策体系	施策	21	良好な生活環境の形成
	施策の展開	38	秩序ある土地利用

事業種別
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 総合戦略
- ☐ 復興計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 行政改革アクションプラン
- ☐ 主要事業
- ☐ 簡易評価

課	都市整備課		
所属班	都市計画班		
電話番号	62-5355	内線	466
予算科目	会計	款	項	目
	一般会計	8	3	1
根拠法令	都市計画法 旭市宅地開発指導要綱			

1　現状把握（Do）

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容　※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☑ 単年度繰返 ☑ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成＿＿年度～ 平成＿＿年度まで ※全体像を記述⇒	・市内の無秩序な宅地開発・環境破壊並びに開発区域及びその周辺における災害・公害等の防止と、健全な生活環境を形成するため、宅地開発指導要綱に基づきその履行を指導し、良質な宅地水準を確保する。 ・都市計画法第29条の開発許可申請に伴う、法第32条の協議・同意及び進達などに関する事務手続きを行う。 ・開発行為とは、主として建築物の建築または工作物などの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。 【業務の流れ】 開発事業者の窓口における、事前相談及び開発行為に伴う関係機関との許可要件などを含めて、宅地開発指導要綱に基づき総合的な指導・審査を行う。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.総務事務費	0	
	0	
	0	
	0	
	0	

② 特定財源の内訳（26年度の実績）		単位：千円
1.国庫支出金	0	
2.都道府県支出金	0	
3.地方債	0	
4.その他	0	
前年度比増減理由：		

③ 延べ業務時間の内訳（26年度の実績）	単位：時間
1.事前相談	4.現場確認
2.本協議	5.施行同意
3.審査	6.完了検査

			単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
事業費	費目内訳	1. 総務事務費	千円	0	0	0	0
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計（A）		千円	0	0	0	0
	財源	1. 国庫支出金	千円				
		2. 都道府県支出金	千円				
		3. 地方債	千円				
		4. その他	千円				
		5. 一般財源	千円	0	0	0	0
人件費	正規職員従事人数		人	1.50	1.50	1.50	1.50
	延べ業務時間		時間	3,015	3,015	3,015	3,015
	人件費計（B）		千円	11,457	11,457	11,457	11,457
トータルコスト(A)＋(B)			千円	11,457	11,457	11,457	11,457

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段

① 主な活動

26年度実績（26年度に行った主な活動）
宅地開発事業に係る事前相談・事前協議

27年度計画（27年度に計画している主な活動）
宅地開発事業に係る事前相談・事前協議

⑤ 活動指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	事前協議相談件数	件	21	31	30	30
イ	事前協議申請件数	件	9	13	13	13
ウ						

目的

② 対象（誰、何を対象にしているのか）
宅地開発事業

③ 意図（対象がどのような状態になるのか）
都市計画法及び宅地開発指導要綱に沿った開発事業が実施され、都市的な土地利用と良質な宅地水準が確保される

⑥ 対象指標名

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	事前協議申請件数	件	9	13	13	13
イ						

⑦ 成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	事前協議同意件数	件	9	12	12	12
	事前協議同意面積	㎡	17,845	20,673	16,897	16,000
イ	開発行為苦情件数	件	0	0	0	0

上位目的

④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか
市民が良好な住生活を送ることができる
※火葬場、畜犬含む

⑧ 上位成果指標名（考え方）

		単位	24年度（決算）	25年度（決算）	26年度（決算）	27年度（計画）
ア	建築確認申請及び工事受理届件数（　　）	件	372	376	355	300

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
都市計画法29条の開発許可基準に準じて公共施設及び住環境施設の整備基準を定め、都市的な土地利用と良質な宅地水準を確保することを目的に指導・審査を行う。	近年における少子高齢化などの観点から、都市施設の維持管理及び住宅の立地の適正化を図るため、コンパクトなまちづくりを推進しているが、現状は核家族化の傾向にあるため、移動手段として自動車交通などを主とした郊外型の開発事業となっている。	東日本大震災以降、防災機能の向上を図るため、宅地の耐震化などを含めた、安心・安全な住環境づくりが課題となっている。

事務事業名	都市計画総務事務費 宅地開発指導	課名	都市整備課	班名	都市計画班

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的妥当性評価	① 施策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 結びついている ⇒【理由】
	この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	総合計画の「住宅対策」に記載されている「良質な宅地の形成を促進し、住みやすく魅力的な住環境を形成していくことに」に結びつく事業であるため、施策体系の整合性に問題はない。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 適切である ⇒【理由】
	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	開発区域及びその周辺地域における、適正かつ合理的な土地利用及び環境保全を図るための事務事業であり、対象・意図ともに適切である。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】
	なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	開発制度における運用指針は、地方自治法の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、市はこれを適正に活用し、開発事業地の良好な宅地水準の向上及び立地の適正性を確保するために、適切に運用・管理することが望ましい。
有効性評価	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 妥当である ⇒【理由】
	あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	開発区域内に築造される公共施設については、指導要綱に基づく整備基準を満たしたものであり、良好な土地利用について、一定の水準が確保されている。
	⑤ 成果の向上余地	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☑ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】
	次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	開発行為における公共施設の管理に伴う、協議及び許可については、事業地及び周辺地区における住環境の維持・向上が図れている。今後、職員の更なる専門知識の習得により、適切及び的確な審査・指導の運用が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：(　　) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】
	目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	公共施設を管理する関係各課の協議及び許可を取り纏め、要綱に基づく指導・審査及び検査事務のため、関係法令に精通した職員が必要である。また、都市計画法29条の開発許可における法32条の事前協議との事務の連携を図っている。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】
	事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	関係法令が多岐に渡り、関係機関における相談・協議・同意及び許可要件などを鑑みると、現状の事務手続きにおける、組織体制については削減余地がない。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】
	やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	事前協議の申請書には、登記事項証明書・同意書及び境界確認書などの権利関係及び利害関係人の個人情報を含むため、正規職員の対応が必須であり、臨時職員の活用・委託には適さない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	指導要綱に該当する事業地について、事前協議の対象としているため、受益機会などについては、公平及び公正になっている。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果			(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	・開発事業者に対する適正な指導及び的確な審査に配慮し、開発行為に伴う住環境整備及び土地利用計画の向上により、住民の安心・安全を第一に考えた、効率的な事務処理を行っている。
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)

☐ 目的再設定
☑ 事業のやり方改善による成果向上
☐ 事業のやり方改善による事業費削減
☐ 受益機会の適正化
☐ 廃止・休止

※2～3年後を目処にした方向性

☐ 行政関与の見直し
☐ 事業統廃合・連携(関連事業：　　)
☑ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減
☐ 費用負担の適正化

(2)改革改善案について　※いつまでに、なにを、どうするのか？

いつまでに	なにを、どうするのか？
H31.3月までに	今後の土地利用の動向を鑑みながら、指導要綱の条例化について調査・研究を要する。

(3)改革・改善による期待成果
(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

指導要綱の条例化に関する調査・研究に際し、審査手続及び審査内容における事務の効率的な運営に努めるとともに、関係法令及び専門知識の更なる習得と資質の向上を図り、開発制度の公平性及び透明性を高める必要がある。